

越知町公告第6号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画（以下、「地域計画」という。）を定めるので、同法第19条第7項の規定により公告し、当該地域計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域計画の案に対して意見のあるときは、縦覧期間満了の日までに越知町に意見書を提出することができる。

令和7年3月3日

越知町長 小 田 保 行



1 地域計画の案を作成した地域

- (1) 越知地区
- (2) 今成地区
- (3) その他地区

2 縦覧期間

自 令和7年3月4日
至 令和7年3月17日

3 縦覧場所

越知町産業課

4 意見書の提出方法等

- (1) 意見書を提出できる者は、当該地域計画の案の利害関係人とする。
- (2) 提出期限は、縦覧期間満了の日までとする。
- (3) 別添様式により越知町産業課へ持参または郵送にて提出する。